

(令和元年度) 第1回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和元年6月17日(月)13時30分～15時30分

2 場 所 合同庁舎2号館7階 省議室

3 出席者 林座長、岩田委員、香取委員、齋藤委員、穴戸委員、武田委員、
 湊委員、吉富委員、渡會委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) グローバル社会における個人住民税のあり方
- (3) 閉会

5 議事の経過

- 総務省より、令和元年度の第1回個人住民税検討会開催にあたり開催要綱の説明及び座長以下委員の紹介があった。
- 総務省より、「グローバル社会における個人住民税のあり方」について説明を行い、その後、意見交換が行われた。

(以下、主な意見等)

- 個人住民税は前年の所得をベースに今年の担税力に対して課税しているという理解で良いか。そうすると、個人住民税の賦課期日である1月1日以降に出国した者に対してその年の個人住民税を課税して良いのか詰めておく必要がある。国際法上、日本で課税される個人住民税と出国先で課税される所得税等が、二重課税になる恐れがある。
- 外国人雇用状況申請については、企業はハローワークに対する報告義務があり、ハローワークにおいて最新の雇用状況を把握していると認識している。
 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日閣議決定)では、今後は、ハローワークへの報告と出入国管理関係の届出を突合して、外国人雇用状況申請が出ていない企業には法務省が催促することが想定される。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日閣議決定)では、出入国管理関係の届出の変更があったときには法務省が関係部局に

情報共有して社会保険の加入促進を図ることとなっている。税務部門にも同様に情報共有が行われれば、出入国管理関係の情報がないという事態には陥らないのではないか。今後は同対応策により、市町村の医療保険部門へも法務省が持っている身分事項や帯同家族の情報連携が厚労省経由で行われると想定される。

- 国民健康保険では、75歳到達や在留期間満了で被保険者資格を失うので、あらかじめ（該当月までの保険料を）該当期日までの納期限で納付させている事例がある。個人住民税も同じように、在留期間満了日を意識した納期設定ができれば清算事務などの煩雑さがなくなるのではないかと。
- 例えば、4月に入国して翌年3月に出国する場合には、12月に一応所得が確定することになる。所得が確定した時点で予定特別徴収のような発想で出国前に徴収することはできないか。
- 特別徴収の場合、本人申出の一括徴収は可能であるが、部分徴収している例もある。例えば、6月に退職する場合は1ヶ月分のみ特別徴収して11ヶ月分残ってしまうが、特別徴収義務者の判断で、本人の生活に支障がない程度に11ヶ月分のうち5ヶ月分を6月に特別徴収するような事例もある。そうした部分徴収を地方税法で認めることで事業所としては運用しやすくなる。
- 会社の立場としては、在職中であればいろんなことができるが、特定技能者は転職可能であり退職後の状況を補足することは難しい。また、特別徴収の強化については、主に小売、飲食、サービスなどの非常に小規模の会社にとって、外国人に限らず特別徴収自体に困難さがあるため、そうしたことについての整理が必要。
- 海外でも日本と同様のことが起きていることが考えられる。国際比較の必要があるのではないかと。また、今回議論になっている滞納がどれほどの件数になるのか、全ての地方団体が把握しているわけではない。調査の必要があるのではないかと。
- 在留期間更新の際の納税証明書についての参酌割合を高めることや、在留期間に応じた納期に特例を設けることは非常に有効ではないか。悪質な滞納者がまた日本に来るときに、そこで入国を認めないような措置も視野に入れていただきたい。

- 外国人が出国した後に納税通知書を出して普通徴収することは難しく、送達先が分からないというのが現状。
- 所得税について納税管理人を設定して還付を受ける者が、住民税については納税管理人を設定しないパターンがある。所得税と住民税の納税管理人を一本化することができないか。
- 市町村へ出国の届出をせずに空港で在留カードを返却する外国人が多いため、必ず市町村へ届出させるような形を取れないか。本人と接触する機会が増えるだけでも、代理人を立てる等の対策ができる。
- 滞納整理の事務として、外国人への通知の中に在留期間の更新の際に納税証明書が必要となることを記した文書を同封している。
- 在留期間の情報は住民登録の部門では把握しているが、今回、特定技能者に対して徴収方法をどうするかという議論をするのであれば、税務部門でも積極的に在留期間の情報を取得して、それをどう活用していくのかということも考えられるのではないか。
- 納税管理人制度の周知については、今回更新された「生活・就労ガイドブック」に記載されており、その効果についての状況を踏まえた上で検討してもよいのではないか。

(以 上)